

第 1 かごしまの食，農業及び農村の動向

※ 本県農政の重要な施策や当該年次の特徴的な事項など，直近 1 年間（令和 5 年 4 月から令和 6 年 8 月）までの主な動きをまとめたものです。

1 食料・農業・農村基本法の改正等について

我が国の食料・農業・農村施策の基本的な方針を定める食料・農業・農村基本法については、制定から四半世紀が経過する中で、世界的な食料需給の変動、地球温暖化の進行、我が国の人口の減少などの食料・農業・農村をめぐる情勢の変化が生じ、その制定時の前提が大きく変化しています。

このため、国においては、こうした変化を踏まえて食料・農業・農村施策を講ずることができるよう、基本理念を見直すとともに、関連する基本的施策等を定めるため、「食料・農業・農村基本法」の改正案を令和6年2月に通常国会に提出し、同年5月に成立したところです。

(1) 「食料・農業・農村基本法」の改正

ア 主な改正内容

「食料・農業・農村基本法」の改正法では、食料安全保障の確保に向け、輸出の促進や価格形成における合理的な費用の考慮などの基本的施策を講ずることとされています。

また、環境と調和のとれた食料システムの確立に向け、農業生産活動等における環境への負荷の低減の促進などの基本的施策を講ずることとされています。

【改正「食料・農業・農村基本法」の概要】

<p>食料安全保障の確保</p> <p>(1) 基本理念について、</p> <p>①「食料安全保障の確保」を規定し、その定義を「良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを入手できる状態」とする。(第2条第1項関係)</p> <p>②国民に対する食料の安定的な供給に当たっては、農業生産の基盤等の確保が重要であることに鑑み、国内への食料の供給に加え、海外への輸出を図ることで、農業及び食品産業の発展を通じた食料の供給能力の維持が図られなければならない旨を規定。(第2条第4項関係)</p> <p>③食料の合理的な価格の形成については、需給事情及び品質評価が適切に反映されつつ、食料の持続的な供給が行われるよう、農業者、食品事業者、消費者その他の食料システムの関係者によりその持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるようにしなければならない旨を規定。(第2条第5項関係)</p> <p>(2) 基本的施策として、</p> <p>①食料の円滑な入手（食品アクセス）の確保（輸送手段の確保等）、農産物・農業資材の安定的な輸入の確保（輸入相手国の多様化、投資の促進等）(第19条及び第21条関係)</p> <p>②収益性の向上に資する農産物の輸出の促進（輸出産地の育成、生産から販売までの関係者が組織する団体（品目団体）の取組促進、輸出の相手国における需要の開拓の支援等）(第22条関係)</p> <p>③価格形成における費用の考慮のための食料システムの関係者の理解の増進、費用の明確化の促進等を規定。(第23条及び第39条関係)</p>
<p>環境と調和のとれた食料システムの確立</p> <p>(1) 新たな基本理念として、食料システムについては、食料の供給の各段階において環境に負荷を与える側面があることに鑑み、その負荷の低減が図られることにより、環境との調和が図られなければならない旨を規定。(第3条関係)</p> <p>(2) 基本的施策として、農業生産活動、食品産業の事業活動における環境への負荷の低減の促進等を規定。(第20条及び第32条関係)</p>
<p>農業の持続的な発展</p> <p>(1) 基本理念において、生産性の向上・付加価値の向上により農業の持続的な発展が図られなければならない旨を追記。(第5条関係)</p> <p>(2) 基本的施策として、効率的かつ安定的な農業経営以外の多様な農業者による農地の確保、農業法人の経営基盤の強化、農地の集団化・適正利用、農業生産の基盤の保全、先端的な技術（スマート技術）等を活用した生産性の向上、農産物の付加価値の向上（知財保護・活用等）、農業経営の支援を行う事業者（サービス事業者）の活動促進、家畜の伝染性疾病・有害動植物の発生予防、農業資材の価格変動への影響緩和等を規定。(第26条から第31条まで、第37条、第38条、第41条及び第42条関係)</p>
<p>農村の振興</p> <p>(1) 基本理念において、地域社会が維持されるよう農村の振興が図られなければならない旨を追記。(第6条関係)</p> <p>(2) 基本的施策として、農地の保全に資する共同活動の促進、地域の資源を活用した事業活動の促進、農村への滞在機会を提供する事業活動（農泊）の促進、障害者等の農業活動（農福連携）の環境整備、鳥獣害対策等を規定。(第43条から第49条まで関係)</p>

さらに、農業の持続的な発展と農村の振興に向け、農業法人の経営基盤の強化、先端的な技術を活用した生産性の向上や農地の保全に資する共同活動の促進などの基本的施策を講ずることとされています。

イ 今後の動き

国は、食料、農業及び農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本的な方針や食料安全保障の動向に関する事項、食料自給率その他の食料安全保障の確保に関する事項の目標などを定めた「食料・農業・農村基本計画」を令和7年春頃に策定することとしています。

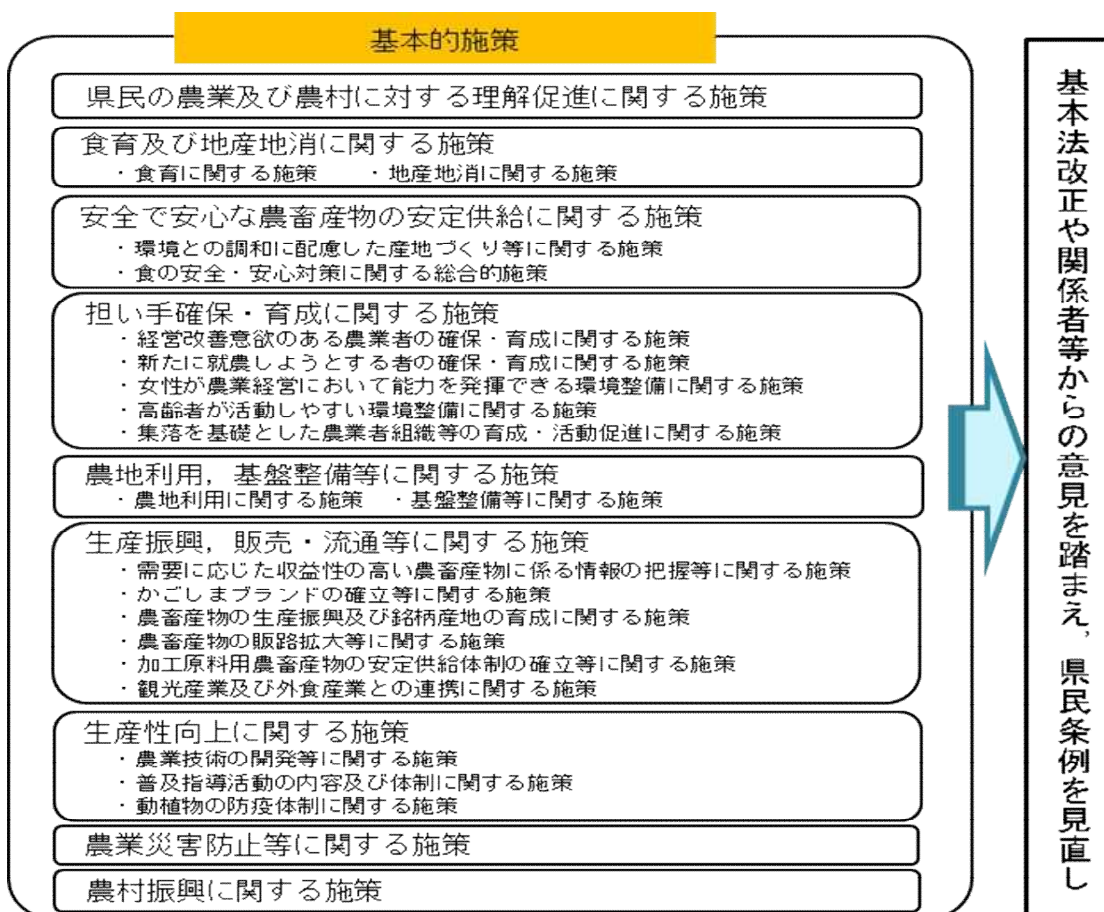
(2) 「かごしま食と農の県民条例」の見直しについて

県においては、「かごしま食と農の県民条例」に基づき基本方針を策定し、食、農業及び農村に関する各般の施策を講じてきています。

農業産出額が全国第2位の食料供給基地である本県としては、「食料・農業・農村基本法」に基づき講じられる国の施策と足並みを揃えた取組を進めてきており、輸出促進やスマート農業技術の活用など、今般の改正基本法で新たに盛り込まれた内容を踏まえた条例改正を行う必要があると考えています。

今後、具体的な見直し内容について、関係者から御意見をお聞きしながら、本年度中の改正に向けて検討を進めてまいります。

【かごしま食と農の県民条例の概要】



2 食料安全保障の確保について

世界の食料需給については、世界的な人口増加等による食料需要の増加や異常気象による大規模な不作等が食料供給に影響を及ぼす可能性があり、中長期的には逼迫が懸念されています。

加えて、昨今のウクライナ情勢の緊迫化や円安等に伴う燃料・肥料・配合飼料等の生産資材価格の高止まりなど、食料安全保障上のリスクが高まっている状況にあり、食料安全保障の確保が課題となっています。

このため、県においては、国の施策と足並みを揃え、生産資材価格の高止まりにより厳しい状況に直面している生産者への支援を行うとともに、食料の安定生産・供給を図るため、生産基盤の強化に向けた取組への支援を行っています。

(1) 生産基盤の強化に向けた取組

県では、国の施策と足並みを揃え、食料の安定生産・供給や飼料などの生産資材の生産拡大に向けた取組等を行っています。

ア 食料の安定生産・供給については、生産基盤の強化に向けた農業施設・機械の整備を支援するとともに、畑地かんがいや区画整理、農道等の基盤整備を推進します。

イ 生産資材の生産拡大については、畜産が盛んな本県の特徴を生かし、自給飼料の増産に向け、飼料作物の種子代への助成や飼料生産を支援する組織が受託面積を拡大する際の経費への助成などを行うとともに、堆肥の配合割合が高い肥料の施肥法の開発等を行っています。

【生産基盤の強化に向けた本県の主な支援策】

事業名	事業内容
産地パワーアップ事業	地域の営農戦略として定めた「産地パワーアップ計画」に基づき、意欲のある農業者等が高収益作物・栽培体系への転換等を図るため、施設整備や農業機械及び省エネ機器の導入等を支援
畑地帯総合農地整備事業	畑作地帯における畑地かんがい施設やほ場及び農道等の整備など、総合的な基盤整備を実施
地域資源フル活用飼料増産対策事業	飼料自給率の向上を図るため、自給飼料の増産に向けた取組を支援

(2) 生産資材価格高騰対策への対応

ア 生産資材価格の動向

令和2年の平均価格を100とした場合の令和5年の価格指数は、光熱動力については、原油価格の上昇による重油等の価格が上昇したこと等により126.9、肥料は、輸入原料価格の上昇による複合肥料等の価格が

上昇したこと等により 147.0、飼料は、輸入原料価格の上昇による配合飼料等の価格が上昇したこと等により 145.7 となっており、依然として高止まりしています。

【生産資材価格の年次別価格指数】

	H30	R元	R2	R3	R4	R5
光熱動力	108.0	107.8	100.0	112.3	127.3	126.9
肥料	95.4	99.2	100.0	102.7	130.8	147.0
飼料	98.2	99.4	100.0	115.6	138.0	145.7

資料：農林水産省「農業物価統計調査（農業物価指数）」

イ 県の対応

令和5年度は、燃料価格や配合飼料価格の高騰に対し、国のセーフティネット事業に加入する生産者が負担する経費の一部支援を行うとともに、化学肥料価格の高騰に対し、肥料コスト上昇分の7割を支援する国の措置に合わせて、上昇分の一部支援を行ったところです。

令和6年度においても、燃料価格や配合飼料価格の高騰に対し、国のセーフティネット事業に加入する生産者が負担する経費の一部支援を行うとともに、化学肥料の高騰に対しては、国の事業を活用し、堆肥ペレット入り肥料等の普及を図るための実証ほを設置するとともに、引き続き、土壌分析に基づく適正施肥や良質堆肥の活用による土づくりを推進しています。

【生産資材の価格高騰に対する本県の主な支援策】

区分	事業名	事業内容
R4年度 9月補正	肥料価格高騰緊急支援事業	肥料価格の高騰による農業経営への影響を緩和するため、化学肥料使用量の低減に取り組む農業者に対して、国の支援と合わせ、肥料コスト上昇分の一部を支援する
R4年度 3月補正	茶・施設園芸燃油高騰対策緊急支援事業	燃料高騰による茶工場及び施設園芸農家の経営への影響緩和を図るため、国のセーフティネット構築事業への加入時に生産者が負担する経費の一部を支援する。
	配合飼料価格高騰対策緊急支援事業	配合飼料価格の上昇が畜産経営に及ぼす影響を緩和するため、配合飼料価格安定制度に加入している生産者の負担経費の一部を支援し、経営安定化を図る
R5年度 9月補正	肥料価格高騰緊急支援事業	肥料価格の高騰による農業経営への影響を緩和するため、化学肥料使用量の低減に取り組む農業者に対して、国の支援と合わせ、肥料コスト上昇分の一部を支援する（R4年度9月補正の不足分を措置）
R6年度 当初	茶・施設園芸燃油高騰対策緊急支援事業	燃料高騰により経営に影響を受けている茶工場及び施設園芸農家に対し、国のセーフティネット構築事業への加入時に負担する経費の一部を支援し、制度への加入を促進するとともに、農家経営への影響緩和を図る
	配合飼料価格高騰対策緊急支援事業	配合飼料価格の上昇が畜産経営に及ぼす影響を緩和するため、配合飼料価格安定制度に加入している生産者の負担経費の一部を支援し、経営安定化を図る

3 環境への負荷の低減の促進について

国は、令和3年5月に「みどりの食料システム戦略」を策定し、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」（通称：みどりの食料システム法）が令和4年7月に施行されました。

本県においても、みどりの食料システム法に基づく「鹿児島県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画」（以下、基本計画という）を全市町村と共同で策定し、令和5年3月に公表しました。

【県基本計画における環境負荷低減の目標】

項目	基準値	→	目標値	備考
化学農薬の使用量	R元： 34 kg/ha	→	R12： 31 kg/ha	新たに設定(R5.3)
化学肥料の使用量	H28： 272 kg/ha	→	R12： 218 kg/ha	
有機農業取組面積	R元： 999 ha	→	R13： 2,000 ha	鹿児島県有機農業推進計画(R3.3)
有機JAS認証取得割合	R元： 80%	→	R13： 90%	
バイオマス利用率	H27： 88%	→	R7： 96%	鹿児島県バイオマス活用推進計画(H29.3)
産業部門における温室効果ガスの排出量	H25： 2,388 千トCO ₂	→	R12： 1,308 千トCO ₂	鹿児島県地球温暖化対策実行計画(R5.3)

(1) 現状と課題

本県では、これまでも環境との調和に配慮した産地づくり等に関する施策として、家畜排せつ物の適正処理及び有効利用を促進し、良質堆肥の施用による土づくりや、総合防除（IPM）及び有機農業の技術の確立・普及を進め、化学肥料・化学農薬の使用量低減を推進してきました。引き続き、基本計画の目標達成に向けて各地域での取組を推進し、環境負荷低減技術の普及・定着を図る必要があります。

(2) 実施した施策及び成果

ア みどりの食料システム法に基づく認定制度の推進

環境負荷の低減に取り組む農業者が5年間の事業計画を作成し、県知事の認定を受けることができる新たな認定制度（通称：みどり認定）が始まり、令和5年8月に指宿市のJAいぶすきエコオクラグループが第1号認定を受けるなど、これまでに団体や個人合わせて58人の計画を認定しました。

イ 有機農業の推進

国のみどりの食料システム戦略緊急対策交付金を活用し、生産から消費まで一貫し地域ぐるみで有機農業に取り組んでいる4市町のオーガニックビレッジ（南さつま市，湧水町，南種子町，徳之島町）に対して、有機農業技術の実証や消費者等との交流イベント，学校給食への有機農産物の納入などの取組を支援しました。



学校給食での有機農産物の活用



有機JAS指導員研修

また、5市町（鹿児島市，南九州市，志布志市，さつま町，肝付町）において、新たに有機農業への転換を実施する農業者に対する支援を行うとともに、有機JAS認証取得を希望する農業者への支援を行うため、県の普及指導員や市町村及び農協職員の計20人を有機JAS指導員として育成しました。

有機農業に係る消費者等の理解促進を図るため、消費者団体や流通事業者と、有機農産物の消費拡大や販売促進等についての意見交換会を開催しました。

ウ グリーンな栽培体系への転換

それぞれの産地に適した「環境にやさしい栽培技術」と「省力化に資する先端技術等」を取り入れた「グリーンな栽培体系」の実証活動の取組を支援しました。



無線式小型耕うん機による省力化

市町名	事業実施主体名	取組内容
日置市	大麦王国	大麦若葉とかんしょの二作体系における化学肥料の使用量低減及び省力化
和泊町	和泊町グリーン化推進協議会	畝連続使用による花きの化学肥料の使用量低減化及び省力化

エ 畜産分野における温室効果ガス排出削減

本県の温室効果ガス排出量の約2割を占める畜産におけるグリーントランスフォーメーション（GX）を推進するため、令和6年4月2日に、飼料用アミノ酸メーカーや畜産関係団体・事業者等と「鹿児島県畜産におけるGX推進及び産業振興に向けた連携協定」を締結し、飼料用アミノ酸を活用した肉用牛の肥育期間短縮等による温室効果ガス排出削減に向けた実証等を行っています。



「鹿児島県畜産におけるGX推進及び産業振興に向けた連携協定」を締結

4 担い手の確保・育成について

県では、「かごしま食と農の県民条例に基づく基本方針」において、令和7年度の担い手の確保目標を1万経営体としており、就農希望者への就農相談から、新規就農者、認定農業者、農業法人など、担い手の経営発展段階に応じた様々な支援策を展開しています。

(1) 現状と課題

本県の担い手は、近年、目標とする1万経営体を確保しているところですが、高齢化等により、農業者、基幹的農業従事者の減少が進む中、本県農業を持続的に発展させていくためには、引き続き、効率的かつ安定的な農業経営を目指す認定農業者や認定新規就農者などの担い手を確保・育成するとともに、農業法人等における労働力の確保や、担い手への農地集積・集約化に取り組んでいく必要があります。

【担い手の推移】

(単位：経営体)

区 分	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R4/H28	目標(R7)
担い手	10,600	10,704	10,826	10,782	11,101	11,093	10,567	99.7%	10,000
○認定農業者 ※1	8,191	8,116	8,075	7,914	7,866	7,644	7,588	92.6%	
うち個人	7,105	6,992	6,883	6,688	6,613	6,379	6,283	88.4%	
うち法人	1,086	1,124	1,192	1,226	1,253	1,265	1,305	120.2%	
○認定新規就農者 ※2	433	537	625	563	532	511	537	124.0%	
○集落営農経営 ※3	35	37	35	33	31	30	25	71.4%	
○基本構想水準到達者	1,941	2,014	2,091	2,272	2,672	2,908	2,417	124.5%	

資料：鹿児島県調べ

※1 認定農業者：農業経営基盤強化促進法（以下「基盤法」という）第12条に基づき、市町村等から経営改善計画の認定を受けた経営体（県および国での広域認定数を含む）

※2 認定新規就農者：基盤法第14条の4に基づき、市町村から青年等就農計画の認定を受けた者（R3年度までは人数（夫婦共同申請の場合は2カウント）、R4年度からは経営体数でカウント）

※3 集落営農経営：①特定農業団体及び②集落営農組織（複数の農業者により構成される農作業受託組織であって、組織の規約を定め、対象作物の生産・販売について共同販売経理を行っている組織）

(2) 実施した施策及び成果

ア 担い手の確保・育成に向けた取組

(ア) 新規就農者

県では、関係機関・団体と連携し、①就農希望者に対して、県内外における就農・就業相談を実施（相談件数：610件）するとともに、②就農準備者に対して、農業大学校等における農業実践教育や、就農準備資金の交付（78人）、③新規就農者に対して、認定新規就農者となるための青年等就農計画の作成支援や、経営開始資金の交付（383

人），国・県の補助事業等を活用した施設・機械の導入支援（24件）のほか，現地就農トレーナーによる技術・経営の助言・指導等の支援を実施してきたところです。

令和4年度における新規就農者は229人，農業法人等に就職する新規雇用就業者は550人となり，令和4年度末時点の認定新規就農者は537件（新規認定：147件）となっています。

（イ）担い手

県では，①「かごしま農業経営・就農支援センター」を中心に，税理士等の専門家派遣や研修会・個別相談会の開催等による担い手の法人化・経営継承等を支援するとともに，②経営発展を目指す担い手に対して，全5回シリーズで経営ノウハウを学ぶ「かごしま農業次世代トッパーリーダー塾」を開催し，経営管理能力の向上や経営規模の拡大に向けた取組を支援してきたところです。また，農業参入を志向する福祉施設等を対象とした農業参入研修会や技術支援などを実施してきたところです。

令和4年度末時点の認定農業者は，平成28年度比7.4%減の7,588経営体となっています。個人経営体の減少傾向が続く一方で，法人経営体は一貫して増加傾向にあり，同比20.2%増の1,305経営体と全国第2位，九州では最多の実績となっています。

イ 農地の集積・集約化に向けた取組（地域計画の策定）

令和5年4月1日に施行された改正農業経営基盤強化促進法によって，「人・農地プラン」は，地域が目指すべき将来の農地利用の姿を明確化した「地域計画」として法定化されました。

県では，「地域計画」の策定・実行を支援するため，県の推進体制を強化し，取組方策の検討や市町村等に対する助言・指導を行うとともに，優良事例の収集や研修会等を開催し，地域計画の策定・実行に向けた取組を推進しています。

また，農地中間管理事業の活用，農地中間管理事業と連携した基盤整備事業の実施，農地の貸借ニーズの意向把握，機構集積協力金制度や所有者不明農地に関する制度等の活用，荒廃農地の発生防止など，担い手への農地の集積・集約化に向けて，関係機関・団体一体となって取り組んでいます。

この結果，認定農業者等の担い手が経営する農地面積は，令和5年度末現在，本県の耕地面積（111千ha）の47.1%に当たる52千haとなるなど，地域の担い手への農地の集積が進みつつあります。

【担い手への農地集積率など】

令和5年耕地面積	110,700ha
担い手の経営農地面積	52,172ha
農地集積率	47.1%

ウ 労働力確保に向けた取組

県では、農業法人等の労働力不足に対応するため、「鹿児島県農業労働力支援センター」を中心に、労働力確保に関する相談対応や情報発信、求人・求職者のマッチングに向けた支援、バイトアプリなど新たな求人手法等の情報収集及び普及支援等を実施しているほか、外国人材の円滑な受入れに向けた環境整備や農福連携の取組を進めています。

(ア) 外国人材

県では、「鹿児島県農業分野技能実習制度適正推進協議会」を中心に、外国人技能実習制度の適正かつ円滑な実施に向けた研修会を実施するとともに、県単独事業を活用して、ほ場でのトイレ設置や住宅の冷暖房施設の整備など、外国人材が働きやすい就業・生活環境を整備するためのモデル的な取組を支援してきたところです。

(イ) 農福連携

県では、農福連携を実践・支援する人材を育成するための研修会の開催や、農福連携の基礎知識や農作業分析等についてまとめた農福連携マニュアルの作成などを実施してきたところであり、本県では、令和6年5月現在、47の農業経営体が農福連携に取り組んでいます。

一方、令和5年4月1日現在、193の障害者就労施設が農産物の生産・加工や農作業受託等の農福連携に取り組んでいるほか、令和5年12月末現在、28の福祉関係法人が農業に参入しているところです。



農作業請負方式技能実習



在留資格別外国人労働者数の推移（農林業）

5 県産農畜産物の付加価値の向上について

県では、平成元年度に「かごしまブランド推進本部」を設置し、生産者、関係機関・団体が一体となって、安心・安全で品質の良い農畜産物を計画的・安定的に供給できる「産地づくり」と、県産農畜産物のイメージアップによる「販路拡大」を一体的に進める「かごしまブランド」確立運動を展開しています。

また、6次産業化による県産農畜産物の高付加価値化に向けて、商談や販売支援による販路拡大や6次産業化人材育成、大隅加工技術研究センターにおける加工・流通技術の研究・開発や技術支援による商品開発等を推進しています。

(1) かごしまブランドの推進等について

ア 産地づくり対策

かごしまブランド団体の認定・育成を通じた産地づくりを進めるため、各地域振興局・支庁単位に7つの地域推進本部を設置し、地域ごとの課題に対応した取組を行っています。

(ア) 産地が抱える課題への対応等

複数の産地が参加して行う消費地での合同査定会については、東京都で「大将季、紅甘夏」「たんかん」の査定会を開催し、市場等関係者からの評価結果を産地と共有するなど、生産体制強化に向けた取組支援を行いました。



合同査定会の様子

(イ) 団体認証状況・制度の周知等

かごしまブランド団体認定に当たっては「かごしまの農林水産物認証制度（K-GAP）」等の認証を受け、市場などの主要な出荷先から一定以上の評価を得る必要があります。これらの要件を満たした団体が、令和6年5月末時点で、28品目において、野菜23団体、果物16団体、花き5団体、お茶87団体など、157団体が認定されています。

イ 販路拡大対策

県内外の消費者や市場関係者等に、かごしまブランド産品をはじめとする県産農畜産物の良さを訴え、有利販売につなげるため、フェア等の開催や動画等を活用したPR・販売促進活動に取り組んでいます。

(ア) 大消費地の老舗高級果物店でのPRと販売促進

東京の高級果物店と連携して「かごしまフェア」を開催し、大将季やきんかん（春姫）、パッションフルーツ等の販売促進を行っています。消費者からは「きんかんは苦みが強く苦手だったが、春姫は甘く酸味もあって美味しかった。」と高評価を得ています。

また、販売店からは「パッションフルーツの食べ方を説明し、販売に繋がった。」との声をいただきました。



高級果物店での販売促進
(パッションフルーツ)

(イ) 調理師専門学校と連携した認知度向上

将来、食の実需者となる調理師専門学校の学生を対象に、食材の意識醸成を図るとともに、かごしまブランド産品などの県産食材の認知度向上に向けた取組を行っています。

調理師専門学校の栄養士科と調理師本科の学生を対象とした「かごしまの『食』体験授業」や、同校の講師が考案した新メニューの発表等を行う「かごしまの『食』発表会」を開催しました。同校の校長からは、「鹿児島の食材はいいものが多い、授業に使ってメニューの幅が広がる感覚が学生にとって非常にありがたい。」と今回の取組を高く評価するコメントを、学生からは、「これまでは食材の栄養に目を向けていたが、農家や産地にも目を向けていきたい。」との声をいただきました。



かごしまの「食」発表会



かごしまの「食」体験授業

(ウ) ホテル、レストラン等へのPR

首都圏の飲食店において、鹿児島黒牛をはじめとする、鹿児島県の特徴ある農産物を活用した「鹿児島黒牛日本一レストランフェア」を開催するとともに、シェフによる事前の産地視察、知事トップセールス等を実施し、鹿児島県産農畜産物の認知度向上を図るとともに、継続的な取引や販路拡大へつなげる取組を行いました。



視察風景（鹿児島黒牛肥育農家）



知事トップセールス

（エ）「かごしまブランド産品」等の情報発信

県のホームページや県が運営するホームページ「かごしまの食ウェブサイト」、県政広報番組、県公式LINE等の活用により、かごしまの食に関する様々な情報を発信したほか、「燃ゆる感動 かごしま国体・かごしま大会」等の各種イベント等において、かごしまブランドをはじめとする県産農畜産物の情報を発信する取組を行いました。

また、首都圏において、羽田空港でのPR看板の掲示や東京モノレールの車両にラッピングを実施するなど、第12回全国和牛能力共進会で2大会連続で和牛日本一を獲得した「鹿児島黒牛」をはじめとする県産和牛について、県内外へ積極的なPRを行いました。



かごしまブランドの
新しいキャッチコピー



かごしま国体・かごしま大会
における県産農畜産物のPR



かごしまの食ウェブサイトによる
県内外への情報発信

ウ 産地育成等の取組

(ア) 野菜

南北 600km にわたる地理的条件を生かし、安心・安全で環境との調和に配慮した野菜生産を基本に、高品質で安心・安全な野菜産地と加工・業務用野菜需要に対応した野菜産地の育成を図るため、重点品目を対象に施設化及び省力化の推進等に取り組みました。

施設野菜では、生産安定を図るため、ピーマン、トマト、きゅうり、いちご等を対象に、マニュアルの作成や研修会等の開催を通じて、ハウス内の温湿度や炭酸ガス濃度等の制御により増収を図ることが可能な環境制御技術の導入を推進しました。

また、露地野菜では、ごぼうの周年出荷による経営の安定化を図るため、貯蔵ごぼうの出荷量の拡大に取り組みました。



環境制御技術の導入推進(研修会開催)



貯蔵ごぼうの取組(品質検討)

(イ) 花き

レザーリーフファンのハウス内環境の改善や市場ニーズに対応した出荷を進めるため、遮光資材を活用した実証に取り組むとともに、イラスト付き出荷規格基準表を作成し、優品規格の基準を可視化しました。令和 6 年 3 月 27 日には、種子島レザーリーフファンが地理的表示(GI)に登録されました。

また、テッポウユリ「咲八姫」の切り花の出荷期間の拡大及び球根増殖体制を確立するため、切り花栽培の作型実証や技術指導及び球根増殖実証に取り組みました。沖永良部島では、季咲きの 4 月中下旬より 1 か月早い 3 月中旬からの出荷が可能になりました。



レザーリーフファン出荷規格基準表



沖永良部 3 月出しの現地検討

(ウ) 果樹

本県が全国第1位（令和3年産）の栽培面積及び生産量であるパッションフルーツについては、栽培技術マニュアルを活用しながら、単収向上が期待できる「つり上げ仕立て法」の普及に取り組み、さらなる生産拡大を図りました。

また、マンゴーについては、5月の需要期安定出荷に向けた秋冬季の高温対策として、ヒートポンプの冷房機能を活用した夜冷処理技術や植物成長調整剤の有効な活用方法など、研修会等を通じて技術の普及に取り組みました。



パッションフルーツほ場での現地検討



秋冬季の高温対策技術の普及（研修会開催）

(エ) 茶

「かごしま茶」の販路拡大を図るため、県内茶商が県外消費地の販売協力店と連携して行う「かごしま茶」フェア等の開催や、フリーズドライ緑茶等の新たな商品化の支援に取り組んでいます。

また、国内外での販売が期待できる有機栽培茶や、色・味などの品質評価が高い品種「せいめい」の産地化に向け、面積拡大や品質向上に取り組んでいます。



新茶キャンペーン（福岡市）



商品化されたフリーズドライ緑茶

(オ) 畜産

a 鹿児島黒牛

肉用牛生産基盤の強化と生産性向上のため、優良繁殖雌牛の導入や分娩間隔の短縮、肉用牛の適正出荷の推進、子牛の事故率低減、家畜伝染病の侵入まん延防止対策等に取り組みました。

2大会連続で「和牛日本一」の栄冠に輝いた鹿児島黒牛の販路拡大のため、県内外でのPRイベントや首都圏のレストラン等での鹿児島黒牛フェアの開催、羽田空港等での広告看板の設置、SNS等による情報発信を行うとともに、販売指定店の推進（指定店677店舗、令和6年3月末）等に取り組みました。



鹿児島黒牛フェス in 恵比寿

b かがしま黒豚

系統豚（ニューサツマ，サツマ2001，クロサツマ2015）の普及・定着による高品質な黒豚肉生産を推進するとともに、販売指定店制度の推進（123店舗、令和6年6月末）やイベント等でのPR活動による販路拡大等に取り組みました。



かがしま国体・かがしま大会
「おもてなし広場」

c かがしま地鶏

かがしま地鶏の改良のための能力調査や種鶏場への安定的な種卵供給に取り組むとともに、展示商談会やイベント等でのPR活動による販路拡大等に取り組みました。



FOOD STYLE Kyushu 2023

(2) 付加価値の向上について

ア 6次産業化事業者への支援

鹿児島農山漁村発イノベーションサポートセンターを設置し、6次産業化に関する相談対応や、事業者への専門家派遣を通じた経営戦略の策定・実行などの支援を行いました。

27事業者が中小企業診断士やデザイナーなどの専門家の支援を受け、生産工程管理の改善や新商品開発に取り組みました。

また、新たに6次産業化に取り組む事業者等を対象に、支援施策や取組事例、基本的な衛生管理等を学ぶ6次産業化推進研修会を開催し、52人が参加しました。



専門家の支援による
経営改善戦略の策定

イ 6次産業化商品の販路開拓支援

(ア) 商談機会の提供

6次産業化商品の販路拡大を図るため、首都圏等で開催される展示・商談会への出展を支援し、県内16事業者が参加しました。



FOOD STYLE Japan 2023 での展示・商談

(イ) 販売機会の提供

県内外の小売店等で6次産業化商品の販売スペースを確保し、6次産業化事業者による商品の試食・販売を支援しました。(4回、延べ32事業者参加)



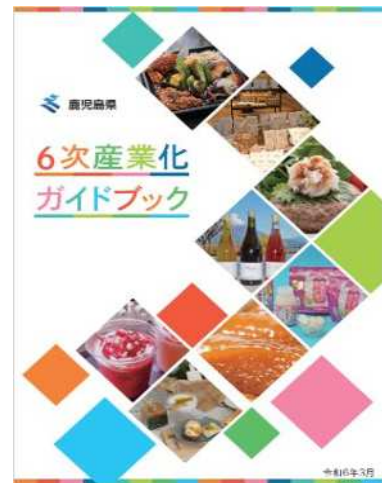
ショッピングモールでのPR販売



アンテナショップ（東京）での販売

ウ 優良事例集の作成

6次産業化事業者の実態調査をもとに、優良事例や支援策等をまとめた6次産業化ガイドブックを作成し、県ホームページでも紹介しています。



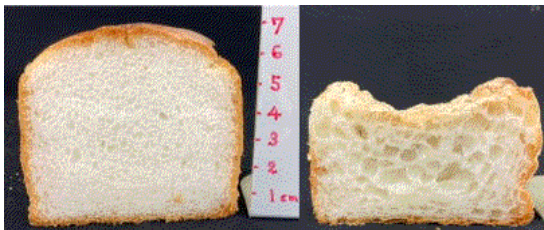
6次産業化ガイドブック

エ 大隅加工技術研究センターによる県産農産物の高付加価値化支援

(ア) 実需者ニーズに対応した加工・流通技術の研究・開発

安心・安全を確保するための分析・評価技術，競争力のある付加価値の高い革新的加工技術，市場拡大に向けた高品位貯蔵・流通技術等の研究・開発に取り組みました。

【大隅加工技術研究センターにおける研究・開発の事例】



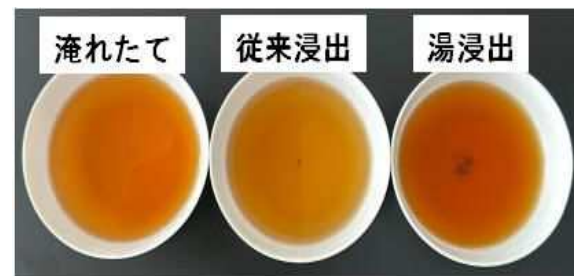
製パンに適した水稲品種の選定と
米粉による製パン技術



定温蒸気処理による「べにはるか」の糖化促進技術



大将季を用いた無添加濃縮素材の製造技術



紅茶のフリーズドライ製造技術

(イ) 食品加工事業者等が行う県産農産物を活用した加工品開発の支援

施設の開放により，食品加工事業者等が自ら行う加工品開発などを支援し，甘酒及びお茶のフリーズドライ製品やばれいしょの真空フライ製品など新たに 12 商品が開発されました。

【大隅加工技術研究センターの支援により開発された商品（例）】



乳酸菌入甘酒の
フリーズドライ（伊佐市）



緑茶・ほうじ茶飲料の
フリーズドライ（鹿児島市）



パレシヨ真空フライ菓子
ハブ味（伊佐市）



麴（黒・白・黄）使用の
発酵茶（西之表市）

(ウ) 人材育成に向けたセミナー等の開催

食品加工事業者等の加工技術等の向上を支援するため，センターの機器等を活用し，真空フライ加工技術や食品分析などの実技セミナーや6次産業化に関する基本的な知識や加工技術を学べる6次産業化スタートセミナーを実施（計 13 回，延べ参加者 120 人）しました。

また，センターの施設や取組成果を広くPRするため，成果発表会（公開デー）を開催し，96 人が参加しました。



食品分析セミナー



真空フライセミナー



公開デー① 事例発表



公開デー② 子供達の体験学習

6 県産農畜産物の輸出拡大について

県では、国際的な経済連携協定等によるグローバル市場の出現を新たなビジネスチャンスと捉え、県産農林水産物の更なる輸出拡大に向けた指針となる「県農林水産物輸出促進ビジョン」（以下「ビジョン」という。）を平成30年3月に策定し、令和7年度の輸出目標額約500億円の実現に向け、戦略的な取組を進めているところです。

(1) 輸出の現状と課題

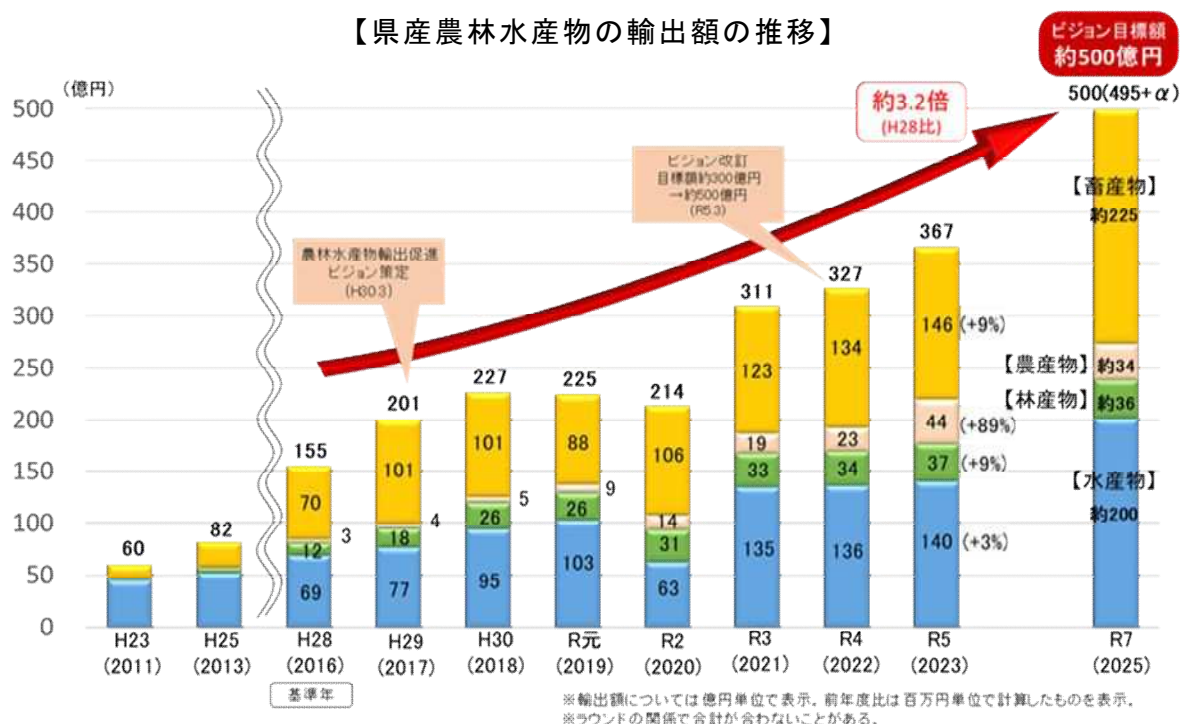
ア 国の動き

国は、令和2年3月に決定した「食料・農業・農村基本計画」で、農林水産物・食品の輸出額を令和12年（2030年）までに5兆円に拡大するとの目標を掲げ、その実現に向けて、令和2年11月に「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」を閣議決定しました。戦略では、専門的・継続的に輸出に取り組む輸出産地のリスト化や、輸出事業計画により産地毎の輸出目標や課題、対策の明確化、輸出産地の形成に向けた必要な施設整備への重点的な支援及び大ロット・効率的な輸出等に対応可能な輸送物流の構築のための港湾等の利活用の推進を図ることとされています。

イ 本県の輸出実績

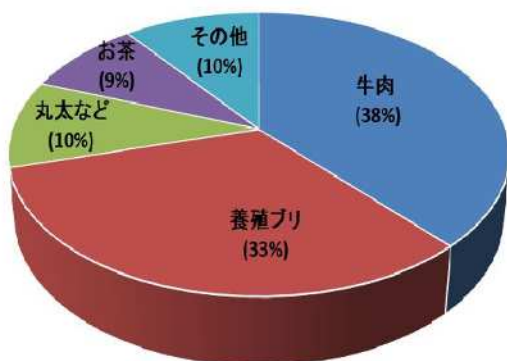
令和5年度の県産農林水産物の輸出額は、前年度比12%増の約367億円となり、農畜林水すべての部門で輸出額が増加し、3年連続で平成23年度の公表開始以降最高額を更新しました。

【県産農林水産物の輸出額の推移】

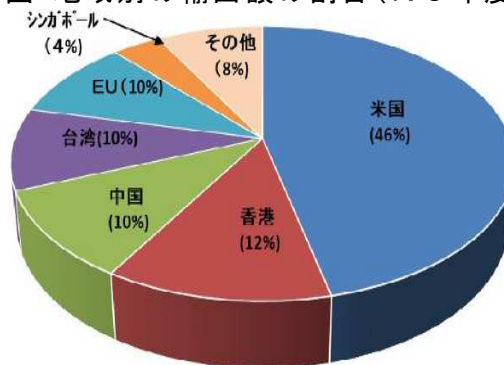


部門別に見ると、畜産物では、多くの輸出先国においてアフターコロナ下で外食需要が増加したことに加え、円安も追い風となり、牛肉の輸出が増加しました。また、農産物では、健康志向や日本食への関心の高まり等を背景に、米国やEU向けの抹茶の輸出が増加しました。

【品目別の輸出額の割合（R5年度）】



【国・地域別の輸出額の割合（R5年度）】



資料：鹿児島県調べ

主な品目としては、牛肉や養殖ブリを中心に、丸太、お茶などが輸出されています。

牛肉は、主に香港、EU、台湾、米国向けに、お茶は、主に米国やEU向けに、さつまいもは、主にアジア向けに輸出されています。輸出先を国・地域別に見ると、養殖ブリ、牛肉を中心とした米国が最大で、次いで牛肉、鶏肉を中心とした香港、丸太、養殖ブリを中心とした中国に輸出されています。

ウ 課題

CPTPPや日EU・EPA、日米貿易協定、RCEPが発効されるなど国際的な経済連携を巡る情勢は、急速に進展しています。また、人口減少や高齢化に伴い、日本の食市場は長期的に縮小することが見込まれており、海外を販売先の一つとして、輸出を更に拡大していく必要があります。そのためには、①輸出相手国・地域の動植物検疫や国際的な認証基準に対応した産地づくり、②農林水産物を持続的に輸出するための生産基盤の強化、③相手国のニーズに応じた商品づくり、④輸送コストの低減と品質を保持した輸送手段・ルートの確立、⑤海外での認知度向上等に取り組む必要があります。

（２）輸出拡大に向けた具体的な取組

ビジョンでは、概ね10年後を見据え、多くの農林漁業者が輸出に取り組み、所得の向上と後継者の確保という好循環が生まれることを目指しており、令和7年度の県産農林水産物の輸出額を平成28年度の約3.2倍となる約500億円とすることを目標としています。

ビジョンの実現に向けて、輸出重点品目、輸出重点国・地域を明確にした上で、「つくる」、「あつめる・はこぶ」、「うる」の3つの視点から戦略的な取組を展開することとし、更なる輸出拡大に向けて、「生産・流通体制」と「販売力」の強化に取り組んでいます。

また、令和5年度に官民一体となった輸出推進体制「GFP鹿児島」を設置し、輸出商社やコンサル等の専門家も参画の下、県内4地域において、輸出に関心のある事業者の幅広い掘り起こしを目的としたセミナーなどを実施しました。



セミナーの様子

ア 「つくる」

(ア) 畜産物の取組

畜産物については、畜産クラスター事業による牛舎等の整備や生産基盤拡大加速化事業等による肉用牛繁殖雌牛の増頭を図り、生産基盤の維持・強化に取り組んでいます。

また、輸出相手国が求める食肉供給体制を確立するため、HACCP等対応施設整備緊急対策事業を活用し、食肉加工施設・設備の整備を行っています。



畜産クラスター事業による牛舎整備

(イ) お茶の取組

お茶については、色・味などの品質評価が高く海外需要に対応できる品種「せいめい」の産地化に向け、面積の拡大や現地実証活動による高品質安定生産技術の普及等に取り組んでおり、令和5年の栽培面積は、前年から約37ha増加し90haとなっています。



「せいめい」研究会現地研修会

また、輸出先で需要が高まっているてん茶の生産量を確保するため、てん茶加工施設や貯蔵施設の整備を支援しています。

(ウ) 青果物の取組

青果物（さつまいも、だいこん、キャベツ、レタス、かぼちゃ、大将季）については、輸出向け産地づくりを推進するため、海外市場のニーズ調査や、鮮度保持技術の改善など輸送体制を構築するための取組などを支援しました。（R5：7件）

また、輸出に意欲ある県内農業者の生産体制構築を支援するため、キャベツ生産者のGLOBALG.A.P.認証更新や、お茶生産者のASIAGAP認証や有機JAS認証取得、だいこんやほうれんそうの輸出向け防虫ネットの導入などを支援しました。



きんかんほ場での現地検討

さらに、海外の規制やロット等のニーズに対応可能な輸出産地の形成を図るため、さつまいもの有機生産方法への転換やきんかんの輸入規制に対応した防除暦の作成を支援しました。

イ 「あつめる・はこぶ」

本県の地理的優位性を生かした輸送ルートによる輸出促進を図るため、沖縄県等と連携して、鹿児島発の定期船便(那覇航路)と沖縄国際物流ハブ空港を利用する輸送スキーム「SHIP & AIR」を活用する「沖縄国際物流ハブ活用促進商談会」を鹿屋市で開催し、4件の商談が成立したところです。

また、県内港湾からの青果物の持続的な輸出スキームの構築のため、シンガポール向けに梱包資材の規格を統一した試験輸送を実施しました。



沖縄ハブ商談会

ウ 「うる」

(ア) 県産農畜産物の販路拡大に向けた魅力を伝えるプロモーション活動等

a 県産農産物集出荷事業者等による海外での営業活動支援

輸出に意欲的な生産者等に対して輸出向けのアドバイス等が可能な輸出商社や集出荷事業者が、県内産地と連携・共同で実施する県産農産物等の海外販路開拓に係る活動を支援しており、令和5年度は、さつまいもや牛肉などの県産農畜産物が新たな販路に向けて輸出されたところです。



米国での販売会

b 海外でのPR・販売促進活動等

(a) 畜産物

県食肉輸出促進協議会と一体となり、既存輸出国等への和牛日本一の「鹿児島和牛」のPR・商談等を行うため、台湾や米国等で開催された海外展示会等に出展したほか、海外における販売指定店制度の推進により「鹿児島和牛」は99店舗(香港, オーストラリア等), 「かごしま黒豚」は6店舗(シンガポール, 香港)を指定しました。



FOOD TAIPEI 2023

また、アニマルウェルフェア等の取組が進んでいるEU向けPR動画の作成や専門家派遣による調理・カット技術の指導など、きめ細やかなフォローアップに取り組み、更なる販路拡大に取り組んでいます。

(b) お茶

海外での認知度向上や販路拡大に向けて、米国での現地デスク等を活用した情報収集・発信や、茶商等が行う見本市や海外商談会等への出展支援などに取り組んでいます。



茶商によるドイツでの商談の様子

(c) 青果物等

現地レストランと連携した県産農畜水産物の海外プロモーションを行いました。

香港では、さつまいもやきんかん、鹿児島和牛等を使用したメニューによる試食会や鹿児島フェアの開催により、認知度向上に繋がりました。

シンガポールでは、さつまいもや鹿児島和牛、ブリ等を使用したメニューによる鹿児島フェアを実施し、参加者から好評を得ました。



香港プロモーションでの試食会

(イ) 統一ロゴマークを活用したPR

平成 31 年 3 月に作成した「県産農林水産物輸出用統一ロゴマーク」の商標登録を海外 11 か国・地域に出願し、9 か国で登録されています。

また、鹿児島和牛、かごしま黒豚の統一ロゴマークは 10 か国・地域で登録されています。

統一ロゴマークは、輸出事業者の販売商品等に活用されているほか、PR 資材にも積極的に表示し、海外のバイヤーや消費者への積極的な PR に取り組んでいます。



輸出用統一
ロゴマーク



鹿児島和牛
ロゴマーク



かごしま黒豚
ロゴマーク



ロゴマークを活用した
PR 資材

7 スマート農業の推進について

スマート農業は、ロボット技術やICT等を活用して、超省力・高品質生産を実現する新たな農業であり、本県農業が抱える労働力不足や生産性向上等の課題を解決するためにも有効な手段であることから、「鹿児島県スマート農業推進方針」に基づき、スマート農業の理解促進や実装を加速化する取組を進めています。

(1) 現状と課題

農業の生産現場では、担い手の高齢化や労働力不足が深刻化する中、ロボット技術やICT等の先端技術を活用し、超省力化や高品質生産等を可能にする「スマート農業」への期待が高まっています。

今後、スマート農業を速やかに現場へ普及するためには、農業者等のスマート農業に関する理解促進を図る必要があります。

また、地域におけるスマート農業の取組を支援するため、スマート農業に関する指導者等の人材育成や、地域特産品目に対応した先端技術開発を支援する必要があります。

併せて、品目・経営規模に応じたスマート農業の実装化を促進するため、スマート農業技術を活用した営農体系を確立する必要があります。

(2) 実施した施策及び成果

ア 農業者の理解促進

スマート農業に関する農業者の理解促進と導入推進を図るため、県内外のスマート農業技術実証成果の報告や講演、各種スマート農業機器の実演・展示等に関するスマート農業研修会等を開催しました。

開催月	場所	人数	内容
令和5年5月	中種子町	284人	講演（(有)南西サービス） ・さとうきびのスマート農業
令和5年8月	徳之島町	31人	室内研修 ・(有)南西サービス等の取組 実演 ・ビレットプランタの直進アシスト付きトラクタによるさとうきびの植付け
令和5年9月	南さつま市	120人	実演 ・ロボット田植機，ラジコン草刈機他
令和5年10月	南さつま市	30人	実演 ・ロボットトラクタによるさつまいも収穫後の早期耕うん

令和5年11月	指宿市	110人	講演 ・スマート農機導入状況等スマート農機の展示
令和5年12月	鹿児島市	60人	現地研修 ・軟弱野菜の環境制御技術講義 ・環境制御技術取組状況等
令和6年2月	伊佐市	52人	室内研修 ・ドローン活用例と留意点等 実演 ・ドローン、直進アシストトラクタ

イ 推進に向けた体制づくり

(ア) 推進のための人材育成

国等が開催する各種研修等に地域振興局・支庁の農政普及課等の職員を派遣し、スマート農業の技術習得や最新情報の収集を行いました。

(イ) スマート農業拠点施設の整備・稼働

農業開発総合センター内の「スマート農業拠点施設」を活用し、スマート農機の実演会等を開催しています。



スマート農業拠点施設とスマート農機実演会

(ウ) データ活用農業支援者育成のための研修

普及指導員やJA営農指導員等の技術支援者を対象に、施設園芸の栽培管理の見える化が図られるシステム（情報統合基盤システム）の概要と活用方法を研修しました。

開催月	場所	参加人数	内容
令和5年12月	日置市	18人	講義 ・情報統合基盤システムの概要等 現地研修 ・環境制御機器の活用方法
令和6年1月	南さつま市	25人	
令和6年2月	出水市	11人	

ウ 実装に向けた取組の展開

(ア) スマート農業の導入実証活動の支援

令和5年度は、国や県の補助事業等を活用して、技術実証に取り組み、施設園芸における複合環境制御装置や夏場のビニールハウスにおけるドローンによる遮光資材散布の取組など、省力化や増収等の効果が確認されました。

【導入実証活動によるこれまでの主な成果事例】

実証技術	実証地区	実証の成果（具体例）
複合環境制御技術を活用した施設園芸栽培	大隅	<ul style="list-style-type: none"> ・ハウス管理の大幅な省力化 ・情報統合基盤データに基づく栽培管理による増収 （東串良町（ピーマン）では、実証に取り組んだ会員の平均単収が3割増加）
AI分娩検知システムを活用した分娩管理の検証	北薩	<ul style="list-style-type: none"> ・分娩兆候が携帯端末に通知され、分娩の見逃しの回避 ・分娩管理が大幅に軽減 （薩摩川内市（肉用牛）では、分娩検知率が90%以上と高く、分娩管理が大幅に軽減）
ドローンによる輪ギク栽培ハウスの夏期昇温抑制効果の検証	南薩	<ul style="list-style-type: none"> ・ハウスへの遮熱剤散布により最高温度を3.2℃下げられたとともに、人力による危険な散布作業を回避（危険回避と省力化） （枕崎市（輪ギク）では、人力による遮熱剤散布作業をドローン業者に委託して実施）



複合環境制御技術を活用した施設園芸栽培



AI分娩検知システムでの画像



ドローンによる遮熱剤の散布

(イ) スマート農業技術の開発

農業開発総合センターでは、ロボット技術やAI、環境制御、ドローン等を活用したスマート農業技術の開発に取り組み、令和5年度は、国の事業を活用し、植付精度や操作性を向上させた「改良型サツマイモ挿苗機」の開発や、野菜栽培管理用のバッテリー式自動除草ロボットの実証試験を行いました。

今後も、スマート農業拠点施設を中心に、国や民間企業とも連携しながら、スマート農業の普及・拡大に向けた取組を進めていきます。

(ウ) スマート農業技術を活用した「モデル産地」育成及び導入支援

スマート農業技術を活用したモデル産地の育成に向けて、曾於地域におけるスマート農機一貫作業体系の実証活動やデータ駆動型農業の実践に向けた取組等を支援しました。

また、直進アシスト付きトラクタについては、農作業受託組織による導入効果の確認や、農業者に貸し出し体感して貰うなど、導入の加速化に向けた取組を支援しました。



高速2段階所施肥機械



乗用型全自動移植機



防除用ドローン



はくさい収穫機

(エ) スマート農業に対応した基盤整備の検討

スマート農業等に対応した農業基盤整備に係るモデル地区の設置を目指し、令和5年度は、地域課題調査や整備構想を検討しました。

今年度は、南さつま市でのモデル地区設置に向け、取組を進めていきます。

8 家畜防疫対策について

畜産業は、本県の基幹産業である農業の産出額の約7割を占める重要な産業であり、県では、市町村や関係機関・団体と一体となって、最大限の警戒感を持って、高病原性鳥インフルエンザや豚熱等の侵入防止対策に取り組んでいるところです。

なお、家畜防疫対策を着実に推進するため、令和6年4月1日付けで、農政部の「畜産課」を改組し、「家畜防疫対策課」を設置したところです

(1) 高病原性鳥インフルエンザへの対応

ア 現状と課題

(ア) 国内・県内における発生状況

令和5年度シーズンにおける高病原性鳥インフルエンザについては、令和5年11月25日に佐賀県の養鶏場において発生が確認されて以降、翌年4月29日までに、10県11事例の発生が確認され、約85.6万羽の鶏が殺処分されました。また、本県においても令和5年12月3日に出水市、翌年2月11日に南さつま市の養鶏場で計2事例の発生を確認し、約3.6万羽の鶏を殺処分しました。



鶏の搬出



鶏の殺処分

(イ) 防疫措置に係る漏出事案

令和4年度に発生した県内3例目の出水市での高病原性鳥インフルエンザ発生事例について、埋却地から埋却物が漏出し、近隣の長迫池において悪臭と汚水が確認されました。県では、漏出直後から事態の改善を図るため、早急に漏出物の除去を行い、その後も定期的に池の水の引抜きや泥の除去を実施するとともに、令和5年2月以降、長迫池等の水質検査を行い、検査結果について、随時、住民に情報提供してきたところです。

イ 実施した施策及び成果

(ア) 本県における防疫対応

県内養鶏場における簡易検査陽性の結果を受け、直ちに知事を本部

長とする「県対策本部会議」を開催し、迅速な防疫措置とまん延防止対策を図るため、周辺農場の飼養状況の確認や移動自粛の要請などを行いました。県内1例目の農場の防疫措置は12月3日午前7時から開始し、翌4日午後5時に完了しました。消毒ポイントは、12月3日から同月26日まで7箇所設置し、車両消毒を実施しました。

県内2例目の防疫措置は、2月11日午前7時から開始し、翌12日午後5時半に完了しました。消毒ポイントは、2月11日から同月22日までは4箇所設置、2月23日から翌月5日までは2箇所に変更して車両消毒を行いました。

令和5年12月15日には、家畜伝染病予防法第30条に基づく、農場内における消毒及びねずみ駆除を告示するとともに、県内の全養鶏場838農場に消毒薬及び殺鼠剤を、家きん関連施設21施設に消毒薬を配布し、高病原性鳥インフルエンザの予防及びまん延防止を図りました。

(イ) 埋却物の移設及び池の水質改善等の状況

漏出や臭いの原因となっていた埋却物については、令和5年10月17日に新たな埋却地への移設を完了しました。

長迫池については、漏出直後に漏出物を除去した後も、令和5年9月まで定期的な池の水の引抜きや泥の除去を実施し、池の水質改善を図ってきました。また、当該ため池等の水質検査については、現在まで週1回程度実施し、随時、地域住民の方々に情報提供しています。

本年7月現在、水質の異常値は確認されておらず、池からのガスや悪臭の発生もなく、一般的なため池とあまり変わらない外観となり、タニシやオタマジャクシといった水生生物が生息していることも確認されています。



令和5年5月



令和6年5月

長迫池の様子



オタマジャクシ

水生生物が生息

(2) 豚熱及びアフリカ豚熱の侵入防止対策

ア 現状と課題

豚熱については、平成30年9月以降、21都県で92事例の発生が確認されており、約40.3万頭の豚等が殺処分されています。令和5年8月には、佐賀県の養豚場において九州初となる本病の発生が確認されました。これを受け、同年9月には九州7県がワクチン接種推奨地域に設定されました。

また、野生イノシシでは37都府県において7,500頭を超える感染が確認されており、令和6年6月には、佐賀県で九州初となる野生イノシシでの豚熱感染が確認されました。同県においては経口ワクチン散布が緊急的に行われました。

一方、アフリカ豚熱については、令和5年12月に日本へのフェリー及び航空機の定期便が就航している韓国の釜山で野生イノシシの感染が確認されており、本病の国内への侵入リスクが非常に高い状況となっています。

イ 実施した施策及び成果

(ア) 豚熱ワクチンの接種

令和5年9月に本県を含めた九州7県がワクチン接種推奨地域に設定されたことを受け、県では、飼養衛生管理者向けの研修会を開催するなど、ワクチン接種体制の整備を進め、9月27日から養豚場におけるワクチン接種を開始し、同年12月25日に初回接種を完了しました。

現在は、養豚場で、生まれてくる子豚等に対して継続的なワクチン接種を実施しています。



ワクチン接種の様子

(イ) 豚熱ワクチンの免疫付与状況確認検査

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づき、豚熱ワクチン接種による免疫が付与されているかを確認するための検査を実施しています。令和6年7月現在で、検査対象の94%の農場を検査し、全体の97%の繁殖母豚が免疫を獲得していることが確認されました。

(ウ) 野生イノシシの豚熱及びアフリカ豚熱検査

県内で死亡した野生イノシシ及び狩猟により捕獲された野生イノシシを検査対象として、豚熱及びアフリカ豚熱の感染状況を調査しています。

令和5年8月の佐賀県の養豚場での豚熱発生を受け、九州では、令和5年9月から12月を野生イノシシサーベイランス強化期間と定め、月60頭を目標に検査を実施しました。

令和5年度は386検体を検査し、全頭陰性を確認しています。

また、令和6年6月の佐賀県の野生イノシシでの豚熱の感染確認を受け、令和6年6月から9月を野生イノシシサーベイランス強化期間とし、検査を強化しています。

(エ) 経口ワクチン

九州の野生イノシシにおいて豚熱感染が拡大した場合に備えて、令和6年7月に、県や市町村などの関係機関・団体や猟友会等からなる県野生イノシシ豚熱経口ワクチン対策協議会の総会及び事業説明会を開催し、経口ワクチンの散布体制の整備について協議を行いました。現在、県計画の策定を進めるとともに、具体的な散布候補地点の選定や必要人員数を試算するための作業を進めています。

(オ) 関係機関等への協力依頼

畜産関係団体の他、狩猟者や登山者等に対し、靴底の土を持ち出さないことや、公園等の施設利用者に対し、ゴミの適切な処理等に関する注意喚起のリーフレットを作成し、関係機関に協力を依頼しました。また、農業分野技能実習に係る監理団体に対して、海外からの手荷物や国際郵便による肉製品等の持込防止についても協力を依頼しました。

また、アフリカ豚熱等の家畜伝染病の海外からの侵入防止対策の一環として、農林水産省動物検疫所門司支所鹿児島空港出張所と合同で、令和6年5月及び8月に入出国者に対して海外からの輸入禁止畜産物の持込防止等に係る広報キャンペーンを実施しました。

9 サツマイモ基腐病の防除対策について

サツマイモ基腐病の防除対策について、県では、令和7年産までに1万ha分の健全苗と健全なほ場を確保することを目標とした「鹿児島県サツマイモ基腐病対策アクションプログラム（令和4年1月策定）」（以下「AP」という。）に基づき、ほ場に基腐病菌を「持ち込まない」「増やさない」「残さない」3つの対策を総合的に推進しています。

【県サツマイモ基腐病対策アクションプログラムの目標（単位：ha, %）】

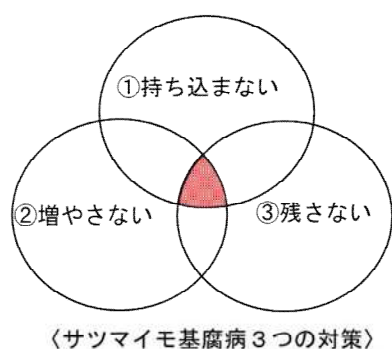
区分	令和3年産	令和4年産	令和5年産	令和6年産	令和7年産
栽培面積	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
健全苗に対応したほ場面積	—	1,040	5,180	8,790	10,000
確保率	—	10.4	51.8	87.9	100

（1）現状と課題

本県のさつまいもは、全国1位の生産量を誇り、畑作における輪作体系や防災営農の面からも重要な作物です。平成30年にサツマイモ基腐病が初めて確認されて以降、サツマイモ基腐病のまん延防止は、喫緊の課題となっています。

県では、APに基づき3つの対策を関係機関・団体と一体となって総合的に取り組んでいます。

《農業散布のみの実施など、単一的な対策ではなく『3つの対策』を総合的に実施する》



①持ち込まない

- 健全苗の確保
- ・バイオ苗の利用、種いもの蒸熱消毒、苗床の土壤消毒、苗消毒など

②増やさない

- 排水対策、予防防除、異常株の抜き取り、抵抗性品種の活用など

③残さない

- 収穫残さの持ち出し
- 収穫後の耕うん等による残さ分解促進
- 他作物との輪作・交換耕作など

(2) 実施した施策及び成果

ア 令和5年度の取組

(ア) 総合的な取組の推進

基腐病の克服に向けて、総合的な取組が必要であることを様々な手法により周知しました。

- ・ 県ホームページ、新聞等に防除暦や対策のポイント等を掲載
- ・ 市町村等を通じた適時適切な対策の周知
- ・ 防除対策マニュアルや優良事例集等の作成・配布
- ・ 市町村の広報メールや広報誌、防災無線等を活用した周知依頼
- ・ 抵抗性品種や新農薬を組み込んだ防除体系の展示実証ほを活用した研修会や個別巡回指導

<「持ち込まない」対策>

健全苗確保に向けて生産者に対し、蒸熱処理装置を活用した種いも消毒（蒸熱消毒）の推進とあわせ、研修会等を通じ、蒸熱消毒前後における種いもの取扱事項や苗床の保温対策・適切な苗消毒を指導しました。また、育苗事業者（蒸熱処理装置導入事業者を含む）に対して、蒸熱消毒時の留意事項などを周知・指導しました。

<「増やさない」対策>

研修会の開催や個別巡回指導により、排水対策、異常株の抜き取り、定期的な予防防除などを指導しました。抵抗性品種については、でん粉用として「こないしん」の活用を推進するとともに、焼酎用として「みちしづく」の早期普及を図るため、展示実証ほ等を活用した研修会や焼酎会社等を対象にした醸造適性検討会を開催しました。

<「残さない」対策>

収穫直後の残さの持ち出しや早期耕うんによる残さ分解促進の実践などを周知・指導しました。発生の多いほ場については、輪作等を推進しました。



展示実証ほを活用した現地検討会

(イ) 補助事業を活用した生産者等支援

生産者に対して、国の基金事業等を活用した健全苗や資材の購入支援、被害程度に応じた定額支援、排水対策・土層改良の支援を実施しました。

また、民間育苗事業者に対して、健全苗を確保するための肥料・農薬等の購入支援や、育苗施設・蒸熱処理装置等の導入支援を行いました。



土層改良(反転耕)の状況



種いもの蒸熱処理装置への搬入

(ウ) 防除技術の確立に向けた取組

農業開発総合センターでは、薬剤耐性菌の発生回避に必要な、作用機作が異なる農薬の実用化や登録に向けた試験などに取り組み、また、国などの試験研究機関との共同研究により得られた成果を、「サツマイモ基腐病防除対策マニュアル」としてとりまとめ、研修会等を通じて生産者等に周知しました。

(エ) 取組の成果

以上のような取組を行った結果、令和5年産のサツマイモ基腐病の発生状況は、令和4年産に比べて半減したものの、依然として約2割のほ場で発生が見られたことから、引き続き基腐病対策を継続する必要があります。

なお、令和6年産の発生状況は、8月1日現在で、昨年度同時期とほぼ同程度の4.3%（昨年は4.5%）となっています。

【基腐病の発生状況(R3~5)】

年産	作付面積	被害の発生程度別面積（上段：被害面積割合，下段：面積換算）						備考 (微～甚)
		無	微 1株～3%未満	少 3～20%未満	中 20～40%未満	多 40～60%未満	甚 60%以上	
3年	10,300ha	25.5% (2,627ha)	29.3% (3,018ha)	26.6% (2,740ha)	11.7% (1,205ha)	5.2% (538ha)	1.6% (168ha)	74.5% (7,674ha)
4年	10,000ha	65.1% (6,514ha)	27.0% (2,700ha)	5.7% (567ha)	1.6% (164ha)	0.4% (44ha)	0.1% (12ha)	34.9% (3,486ha)
5年	9,790ha	82.0% (8,025ha)	14.1% (1,385ha)	3.1% (306ha)	0.7% (66ha)	0.1% (8ha)	0.0% (0.5ha)	18.0% (1,765ha)

※ 作付面積は農林水産統計，被害面積は市町村報告

※ ラウンドの関係で計が合わないことがある

イ 令和6年度の取組

蒸熱処理装置の活用による種いもの蒸熱消毒やバイオ苗の利用により、令和6年産の目標である8,790ヘクタールに対して、約8,000ヘクタール分の健全苗と約9,600ヘクタール分の健全なほ場を確保しました。

植付後は、「増やさない」対策として、排水対策、異常株の早期抜き取り、予防防除などを生産者が実施するようにラジオCM等で周知しています。また、ほ場の前作発病程度に応じた基腐病総合防除対策の確立や新規薬剤登録に向けた農薬試験等に取り組んでいます。

今後も引き続き、3つの対策を総合的に推進していくこととしています。

令和6年産サツマイモ基腐病対策の防除暦

持ち込まない(健全苗の確保)、増やさない(発病株の除去、過期防除)、残さない(残さの分解促進)を徹底しましょう

月	旬	育苗	本ほ
1	上旬	バイオ苗は必ず本圃を確保して使用する	耕作で残さの大きいほ場での対応
1	中旬	健全苗の確保	種作または交雑種作
1	下旬	種いもの選別	種作または交雑種作
2	上旬	種いもの選別	種作または交雑種作
2	中旬	種いもの選別	種作または交雑種作
2	下旬	種いもの選別	種作または交雑種作
3	上旬	種いもの選別	種作または交雑種作
3	中旬	種いもの選別	種作または交雑種作
3	下旬	種いもの選別	種作または交雑種作
4	上旬	種いもの選別	種作または交雑種作
4	中旬	種いもの選別	種作または交雑種作
4	下旬	種いもの選別	種作または交雑種作
5	上旬	種いもの選別	種作または交雑種作
5	中旬	種いもの選別	種作または交雑種作
5	下旬	種いもの選別	種作または交雑種作
6	上旬	種いもの選別	種作または交雑種作
6	中旬	種いもの選別	種作または交雑種作
6	下旬	種いもの選別	種作または交雑種作
7	上旬	種いもの選別	種作または交雑種作
7	中旬	種いもの選別	種作または交雑種作
7	下旬	種いもの選別	種作または交雑種作
8	上旬	種いもの選別	種作または交雑種作
8	中旬	種いもの選別	種作または交雑種作
8	下旬	種いもの選別	種作または交雑種作
9	上旬	種いもの選別	種作または交雑種作
9	中旬	種いもの選別	種作または交雑種作
9	下旬	種いもの選別	種作または交雑種作
10	上旬	種いもの選別	種作または交雑種作
10	中旬	種いもの選別	種作または交雑種作
10	下旬	種いもの選別	種作または交雑種作
11	上旬	種いもの選別	種作または交雑種作
11	中旬	種いもの選別	種作または交雑種作
11	下旬	種いもの選別	種作または交雑種作
12	上旬	種いもの選別	種作または交雑種作
12	中旬	種いもの選別	種作または交雑種作
12	下旬	種いもの選別	種作または交雑種作

サツマイモ基腐病防除対策マニュアル (第4版)

令和6年3月

基本的な3つの対策

「持ち込まない」、「増やさない」、「残さない」の対策を徹底する！

① 畑に苗を「持ち込まない」対策(健全苗の確保)、② 畑で菌を「増やさない」対策(排水対策、発病株の除去、過期の薬剤防除)、③ 畑に菌を「残さない」対策(残さ対策)を徹底しましょう。

1 基腐病とは 基腐病の原因はカビ(糸状菌:基腐菌)!

根元の茎が黒変し、茎葉は黄色や茶色に変色し次第にしおれる。茎葉が繁茂する時期には茎が黒く増褐色に変色し地上部が枯死する。枯死株の塊根は、主に**なり**から腐敗する。発病部の病子殻内に多数の胞子を形成し、雨水等で胞子が拡散しまん延する。**土壌に残った罹病株さても伝染する。**



図1 サツマイモ基腐病の症状

2 基腐病の基本的な対策

基腐病対策の基本は、ほ場に病原菌を「持ち込まない」ことである。

まず、苗からの持ち込みを防ぐため、種いもの専用ほ場の設置、定期的な苗(種いもの)の更新、苗床消毒および苗、種いもの選別・消毒による健全種苗の生産は必須である。

本病は罹病残さ中の病原菌が土壌中に蓄積することによっても発病すると考えられ、いわゆる「連作障害」のひとつと言える。

ほ場に病原菌を「増やさない」ための発病初期の防除対策や病原菌をまん延させない環境づくり、土づくりに合わせた計画的な輪作や、ほ場に病原菌を「残さない」ための残さ対策が重要である(図2)。

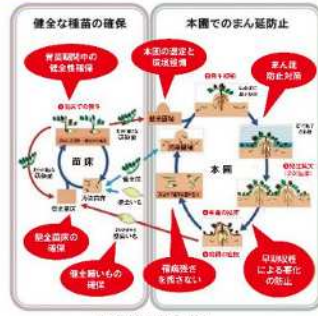


図2 防除対策の着眼点

鹿児島県農政部農産園芸課・鹿児島県サツマイモ基腐病対策プロジェクトチーム

サツマイモ基腐病対策の防除暦

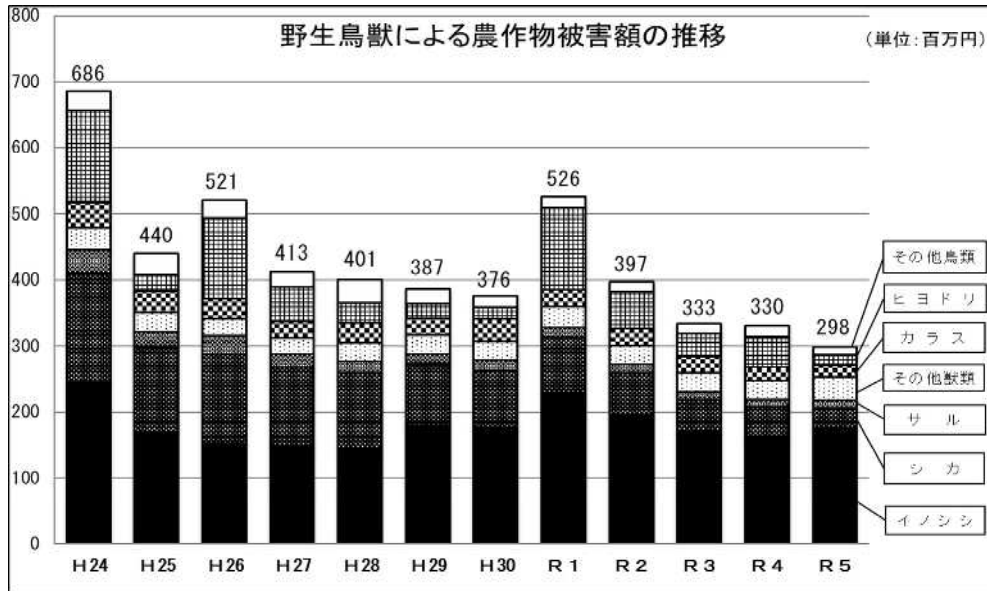
サツマイモ基腐病防除対策マニュアル(第4版)

10 野生鳥獣による農作物被害の防止対策について

(1) 現状と課題

ア 農作物被害の現状

令和5年度の野生鳥獣による農作物被害額は、イノシシ等の被害が増加したものの、シカやヒヨドリ等の被害が減少したことから、対前年度比90%の約2億9千8百万円となりました。



イ 農作物被害の課題

野生鳥獣による農作物被害は、収入の減少に加え、農業者の営農意欲の減退や荒廃農地発生要因となることが懸念されます。

捕獲した野生鳥獣（イノシシ、シカ）の処理加工施設での解体処理頭数の割合は5%と低く、施設の安定運営や消費拡大が課題となっています。

(2) 実施した施策及び成果

県では、被害の防止・軽減を図るため、「寄せ付けない」、「侵入を防止する」、「個体数を減らす」の3つの取組を総合的かつ一体的に推進しています。

① 寄せ付けない取組

鳥獣のえさ場となる果樹や野菜の収穫残渣をほ場に残さないことや、鳥獣の潜み場となるほ場周辺のヤブや茂みをなくす。

また、里山の適切な管理による緩衝帯の設置や、鳥獣を見かけたら直ぐに追い払うなど地域住民が協力して取り組む。

② 侵入を防止する取組

被害の多い地域では、鳥獣の種類に応じてほ場に電気柵やワイヤーメッシュ柵などを整備するとともに、地域住民が協力して定期的な見回りを行うなど適切に管理する。

③ 個体数を減らす取組

鳥獣が頻繁に出没する地域では、猟友会と連携した捕獲活動に加え、箱わなやくくりわな等を活用した捕獲活動に取り組む。

ア 集落ぐるみの鳥獣被害防止対策研修会の開催 (さつま町・天城町で各4回開催)

地域住民が主体となって、寄せ付けない取組や侵入を防止する取組を効果的に進めるため、鳥獣被害防止対策の専門家を招聘した集落ぐるみの鳥獣被害防止対策研修会を開催し、鳥獣の潜み場・えさ場の解消作業、侵入防止柵の設置や適正管理方法などの研修を行い、鳥獣に強い集落づくりを推進しました。



現場での実習（さつま町）

イ 鳥獣被害対策アドバイザー派遣

(鹿児島市・指宿市等25市町村で27回派遣)

農作物の鳥獣被害防止対策を推進するため、市町村、集落等地域で行う研修会・検討会へ県登録のアドバイザーを派遣し、助言・指導を行いました。



侵入防止柵の確認（出水市）

ウ 鳥獣捕獲用のわなや侵入防止柵の整備支援

箱わなやくくりわな等の捕獲機材（323基）の他、鳥獣サイズの判別による効果的な捕獲を行うアニマルセンサー（19基）や、捕獲情報の通知によるわな見回りの省力化を可能とするオリワナシステム機材（10基）等を導入するとともに、有害鳥獣のほ場への侵入を防止する電気柵やワイヤーメッシュ柵（193km）の整備など市町村被害防止計画に基づく取組を支援しました。

エ 新たな捕獲従事者の確保

未来の農家ハンター確保に向け、農業大学の学生を対象に農業被害の現状や対策の取組、狩猟や有害捕獲の概要等について説明し、狩猟免許取得の意識付けを行っています。

また、わな猟免許取得促進のため、事前講習会の受講料にかかる費用の一部を支援しています。



農大学生への意識付け

オ 広域捕獲活動の実施

地域振興局・支庁単位では，効果的な捕獲を行うため，複数の市町村が連携し，時期や期間を合わせて同時に又は相互に乗り入れて行う捕獲活動を実施しています（南薩，始良・伊佐，大隅，熊毛）。

また，市町村のみでは十分な被害防止対策が行えない市町村境などについて，市町村からの要請に基づき県が主体となって行う広域捕獲活動を開始しました（薩摩川内市及び隣接市町村境）。

（3）捕獲した鳥獣の利活用の推進

県内には，国や市町村の補助を受けて整備されたジビエ処理加工施設が 10 施設稼働しており，処理加工施設や関係者を対象に，ジビエ解体技術向上研修会やジビエのおいしさを引き出すおいしいジビエセミナーを開催しました。

国が制定した「国産ジビエ認証制度」については，3 施設が認証を取得しています。



シカの解体研修

11 荒廃農地対策について

(1) 現状と課題

ア 現状

令和4年度の本県の荒廃農地は、約1万3千haで、農地面積に占める割合は、約10%となっています。

このうち、再生利用が可能な荒廃農地は約5千haとなっています。

「荒廃農地」と「耕作放棄地」は、どちらも通常の農作業では作物の栽培が不可能な農地を指すが、「荒廃農地」は農業委員会等が客観的に判断した農地。一方、「耕作放棄地」は農林業センサスにおいて農家等が主観的に判断した農地。

また、2020年農林業センサスからは、「耕作放棄地」の調査は行われていないため、年次報告では「荒廃農地」で文言を統一している。

【本県の荒廃農地の状況】

(単位：ha)

年(年度)	耕地面積 ①	荒廃農地 ②=③+④	再生利用 が可能な 荒廃農地	再生利用 が困難な 荒廃農地	荒廃 農地率 (%) ⑤=②/(①+②)
			③	④	
平成30年	117,100	16,724	5,348	11,375	12.5
令和元年	116,000	17,174	5,452	11,722	12.9
令和2年	114,800	17,144	5,425	11,719	13.0
令和3年度*	112,900	13,485	4,889	8,597	10.7
令和4年度	111,800	12,567	4,940	7,627	10.1

(出典：荒廃農地の発生・解消状況に関する調査)

※ 令和3年度から調査時期や項目等を見直し

イ 課題

荒廃農地は、農業生産にかかせない農地の減少や田園景観の悪化、病虫害の発生源や野生動物の潜み場となることによる鳥獣被害の発生など、農地の有効利用に支障を来すほか、農業の多面的機能の低下を招くこと等から、荒廃農地の発生防止・解消を推進する必要があります。

(2) 実施した施策及び成果

県では、荒廃農地の発生防止・解消を図るため、国の事業等を活用して農業生産活動の継続や、農地の保全管理等の取組を支援するとともに、担い手への農地集積による農地流動化、荒廃農地や荒廃化のおそれのある農地の簡易な整備など、さまざまな取組を推進しています。

ア 日本型直接支払制度の活用

荒廃農地の発生防止・解消については、農業振興に特に重要である農用地域内の再生利用可能な荒廃農地を優先的に、その解消を目指し、日本型直接支払制度の活用による農業生産活動の継続や農地の保全管理などの取組を進めています。



共同活動による農用地保全

日本型直接支払制度の活用実績（R5年度）

中山間地域等直接支払交付金 7,212ha^{※1}

多面的機能支払交付金 48,426ha^{※2}

※1：協定面積

※2：農地維持活動の取組面積

イ 最適土地利用推進事業の活用

枕崎市（田布川地区）では、国の事業を活用して、農地の簡易な整備や蜜源作物の作付け等により、約1.3haの荒廃農地が解消されました。



[着手前]



[着手後（栽培状況）]

ウ 所有者不明農地制度の活用

志布志市において、農地の所有者が不存在であることや共有者が多数いることなどから貸借が困難となっている畑地約1haが荒廃農地となっており、この解消が課題となっていました。当制度を活用することにより、新たな担い手へ貸借がなされ、農地の集積も進みました。

